

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>輸出手形保険手続細則</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00029</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年2月1日 一部改正 平成14年10月25日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(損失発生通知書提出後の入金通知)</p> <p>第11条 銀行は、損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に当該荷為替手形について支払人又は振出人等から回収した金額があったときは、約款第13条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から7日以内に別紙様式第11による輸出手形保険入金通知書(以下「入金通知書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>輸出手形保険手続細則</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00029</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年2月1日 一部改正 平成14年10月25日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年4月16日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(損失発生通知書提出後の入金通知)</p> <p>第11条 銀行は、損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に当該荷為替手形について支払人又は振出人等から回収した金額があったときは、約款第13条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から7日以内に別紙様式第11による輸出手形保険入金通知書(以下「入金通知書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。</p> <p><u>2 国際約束に基づき商業上の債務の繰延が行われている債権に該当する場合にあっては、損失発生通知書提出以前の入金についても前項の規定に準じて入金通知書を本店等に提出する</u></p>	

<p>第 12 条～第 22 条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年 1 0 月 1 日から実施する。</u></p> <p>別表 1 略 別紙 2 略</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p>第 12 条～第 22 条 （略）</p> <p>別表 1 略 別紙 2 略</p>	
---	--	--

別紙様式第12

輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

独立行政法人日本貿易保険 御中

年 月 日

申請者  
住所  
氏名 印

輸出手形保険手続細則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間(見込)
3. エビデンスの確保状況  
(別添として、エビデンス等を添付して下さい。)
4. 損失防止軽減義務の履行状況

買取通知書番号	第 号	
買取日	年 月 日	
被保険者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
手形支払人	(J/イヤ-コード: )	支払国 (国コード: )
満期日		
手形金額		
損失発生通知日	年 月 日	
備考	(連絡先)	

別紙様式第12

輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書

独立行政法人日本貿易保険 御中

年 月 日

申請者  
住所  
氏名 印

輸出手形保険手続細則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険金請求期間内に請求できない理由
2. 必要となる猶予期間(見込)
3. エビデンスの確保状況  
(別添として、エビデンス等を添付して下さい。)
4. 損失防止軽減義務の履行状況

買取通知書番号	第 号	
買取日	年 月 日	
被保険者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:	
手形支払人	(J/イヤ-コード: )	支払国 (国コード: )
満期日		
手形金額		
損失発生通知日	年 月 日	
備考	(連絡先)	

承認証

年 月 日

上記の輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請は、

申請のとおり承認します。
次の条件を付して承認します。
承認しません。

条件

独立行政法人日本貿易保険

## 別紙様式第23

## 輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名

印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出  
手形保険約款(以下「約款」という。)第27条第3項及び輸出手形保険手続細則第20条第1項の規  
定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権  
の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行  
使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任する  
ことができる。

(回収に係る被保険者の協力)

2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務  
者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1.の規定に基づき、第三  
者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。
- (2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場  
合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以  
下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用  
について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回  
収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[ 1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支払った日  
以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程(平成13年  
4月1日 01 制度 00058)に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収し  
た延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った  
保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た額から既に被保険者に充当し  
た金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第5  
条の損失額に対する割合を乗じて得た額のいずれか少ない金額

## 別紙様式第23

## 輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名

印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出  
手形保険約款(以下「約款」という。)第27条第3項及び輸出手形保険手続細則第20条第1項の規  
定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権  
の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行  
使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委  
任することができる。

(回収に係る被保険者の協力)

2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、  
遅滞なく(債務者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記  
1.の規定に基づき、第三者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。
- (2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指  
示があった場合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険か  
ら委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなけれ  
ばならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要し  
た費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権につ  
いて回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[ 1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支  
払った日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用  
規程(平成13年4月1日 01 制度 00034)に定める利率を乗じて得た額から保  
険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を  
除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて  
得た額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除  
いた金額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額  
のいずれか少ない金額

## (被保険者の直接受領)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4.に定める回収金とみなし、上記4.の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

## (返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る返済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

## (権利行使等の委任の解除)

7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第26条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
- (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第26条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。

## (その他)

8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
- (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

## (注1)

4. の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

## (注2)

同算式中、約款第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- ・「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- ・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額
- ・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース)

## (被保険者の直接受領)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4.に定める回収金とみなし、上記4.の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

## (返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る返済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

## (権利行使等の委任の解除)

7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第26条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
- (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第26条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。

## (その他)

8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
- (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

## (注1)

4. の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

## (注2)

同算式中、約款第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- ・「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- ・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額
- ・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース)

別紙様式第24

輸出手形保険権利行使等委任状

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者  
住所  
氏名 印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)第26条第4項又は第27条第3項及び輸出手形保険手続細則第20条の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[ 1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に満期日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00058)に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

別紙様式第24

輸出手形保険権利行使等委任状

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者  
住所  
氏名 印

当行は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、輸出手形保険約款(以下「約款」という。)第26条第4項又は第27条第3項及び輸出手形保険手続細則第20条の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[ 1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第5条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第5条の損失額に満期日の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00034)に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第5条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

<p>(返済計画の変更)</p> <p>3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。</p> <p>(回収に係る権利行使の復委任)</p> <p>4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。</p> <p>(権利行使等の委任の解除)</p> <p>5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されない場合、日本貿易保険は、約款第26条第4項又は第27条第3項に基づく権利行使等の委任を解除することができる。</p> <p>(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款第26条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。</p> <p>(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。</p> <p>(注1)</p> <p>2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。</p> <p>(注2)</p> <p>同算式中、第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。</p> <p>・「付保損失額」…保険契約上の損失額</p> <p>・「対外損失額」…荷為替手形上の建値損失額</p> <p>・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額</p> <p>・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース)</p>	<p>(返済計画の変更)</p> <p>3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。</p> <p>(回収に係る権利行使の復委任)</p> <p>4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。</p> <p>(権利行使等の委任の解除)</p> <p>5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されない場合、日本貿易保険は、約款第26条第4項又は第27条第3項に基づく権利行使等の委任を解除することができる。</p> <p>(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款第26条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。</p> <p>(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。</p> <p>(注1)</p> <p>2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。</p> <p>(注2)</p> <p>同算式中、第5条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。</p> <p>・「付保損失額」…保険契約上の損失額</p> <p>・「対外損失額」…荷為替手形上の建値損失額</p> <p>・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額</p> <p>・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース)</p>
--	--